

第 3 章	土地及び建物について	部課名
4-2)	(旧) 保健福祉部機材倉庫	経営管理部経理管財課
監査の結果		措置状況
<p>本件については、蒲田町会等に無償貸付を行っているが、それに対する無償貸付契約書はあるものの契約期限が経過してしまっている。すなわち貸付期間は平成14年10月1日から平成15年3月31日となっており、大幅に貸付期間を経過している状態である。地方自治法第238条の5条第6項の規定はあるものの、これに対する対応を早急に検討し、新たな無償貸付契約を速やかに締結すべきであると考えられる。</p>		<p>平成21年12月1日付で無償貸付契約を締結いたしました。今後とも十分な注意を払い遺漏なきよう努めてまいります。</p>

第 3 章	土地及び建物について	部課名
4-4)	(旧) 蒲田東口公園	経営管理部経理管財課
監査の結果		措置状況
<p>土地台帳2,388.98 m²と登記簿謄本2,388.87 m²とは差異がある。単なる入力ミスと思われるが、「財産に関する調書」という決算書附属資料への影響もある。発生の理由を調査し、その他の物件にも同様のミスがないことを確かめられたい。</p>		<p>土地の分合筆を繰り返したための誤差を台帳に入力していなかったものです。平成22年2月15日付けで修正いたしました。他の物件についても精査し、間違いは速やかに修正してまいります。</p>

第 3 章 土地及び建物について	部課名
4-8) 旧公共施設用地	経営管理部企画財政課
監査の結果	措置状況
<p>本件土地はもともと葬祭場の予定地として取得したが、諸事情によりそれを断念したものである。土地の購入は平成3年8月7日であり、その後は平成19年9月1日に賃貸借契約を締結するまでの約16年間、広場として使われていたとはいえ、ほとんど遊休状態であったといえる。葬祭場については、別の場所に「臨海斎場」37として平成16年1月に開場しており、葬祭場としての必要性はすでに乏しい。今後、何らかの利用計画があるとのことであるが、このように長い期間、土地を眠らせておくことは管理コストの観点からも望ましくなく、より迅速な対応が必要であると考えられる。なお、本件土地の賃料について、当初月額972,225円、その後月額655,836円とされているが、5)、6) 東六郷一丁目公共事業用地でも述べたように賃料は「東京都行政財産使用料条例」を参考にしているとのことである。本件土地についても減額した賃料で計算してみると</p> $280,637,000 \text{ 円 (土地台帳価格)} \times 2.5/1,000 = 701,592 \text{ 円/月}$ <p>とほぼ適正な賃料であり、この点について問題がないと考える。</p>	<p>《期日》「未定」</p> <p>区が保有している土地は、経営的視点から貴重な「資産」としてとらえ、その有効活用を図る検討を行っている。当該地については、近隣の公共施設が老朽化してきており、これらの施設の改築・改修のために活用していくことを検討中である。</p>

第 3 章 土地及び建物について	部課名
4-13) 公共施設用地	経営管理部経理管財課
監査の結果	措置状況
<p>管理台帳上の取得原価が2,169,072,402(円)となっているが、正しくは1,910,676,322(円)である。修正されたい⁴⁷。なお、それ以外には特に問題はなく、上記「土地交換契約書」によれば、差額金考慮後の交換時の両者の土地の金額(時価)は1,910,676,322円と算定されている。他方、「東京都行政財産使用料条例」第2条第1項第1号の計算式に基づき計算してみると$1,910,676,322 \times 2.5 / 1,000 = 4,776,690$円/月$4,776,690$円/月$\times 12$か月$= 57,320,289$円/年となり、これより若干高額にて使用料が設定されおり、プロポーザルによる競争の効果が出たものと思われる。</p>	<p>平成22年2月24日付けで修正いたしました。台帳入力に際しては、十分な注意を払い遺漏ないように努めてまいります。</p>

第 3 章 土地及び建物について	部課名
4-16) (旧)大森北六丁目保育園 20) (旧)北嶺町保育園 21) 久が原ハーモニー保育園 22) (旧)仮称多摩川第二保育園 24) (旧)池上保育園	こども家庭部 保育サービス課
監査の結果	措置状況
<p>ヒアリングによれば、保育園を民間委託する場合において、既存の建物を利用した場合には無償で貸付を行っており、新規の建物を利用した場合には家賃をとって貸付を行っているとのことである。どちらのケースにおいても、無償貸付あるいは減額貸付の契約となっていると考えられる。ところで、これは、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」(昭和39年4月1日条例第6号)第4条(普通財産の無償貸付又は減額貸付)第1項第1号「国又は公法人が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」に該当させたものであることは首肯できるが、当該「建物賃貸借契約書」第2条2項には「乙は、(中略)自己の負担で直ちに原状に回復して」という原状回復規定が、いずれのケースについても存在する。このため、当該部分について保証料等を取ることを検討するべきではないかと思われる。</p>	<p>保育園民間委託に際しては、原状回復規定の中に、保証料等を取ることを検討すべきではないかとの指摘であるが、大田区では民間委託事業者を選考する際には、安定した保育実施ができる事業者を選定している。</p> <p>また、認可を行なう東京都は、厚生労働省が定める「保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児保発第295号)」による保育所設置主体に関する取扱いを準用して、委託先主体が具備すべき要件について同通知等に即して適切に審査を行っている。</p> <p>このように国が定めた「保育所の設置認可等」の基準により、大田区、東京都の2つの機関により、安定した保育実施が可能と判断された委託先を選定している。</p> <p>このため原状回復の規定が適用される状況になった場合でも、この委託先にはその資力もあるものと考えており、保証料等を事前に預かることは現在のところ考えておりません。</p>

第 3 章	土地建物について	部課名
4-23)	京浜急行線連続立体交差事業用地	経営管理部経理管財課
監査の結果		措置状況
<p>本件土地は平成16年3月31日付けを持って行政財産から普通財産に用途変更が行われ、管轄も経理管理部から交通事業本部交通事業課（現在は連続立体事業本部連続立体事業課）に所管替えが行われている。ところが土地台帳上の取得日付はこれらの事実とは何ら関係のない平成15年7月8日となっている。これは土地台帳に本件土地の内容を入力する際に日付を誤入力したものであったということであるため、取得日付についてはこれを正しい日付に訂正することが必要であると考えられる。なお、本件土地は土地使用貸借契約を無償で締結しているが、契約の相手方が東京都であること、また、使用用途も京浜急行線連続立体交差事業に係る工事であることから、公共性の高い用途の限定されているため、「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」第4条に照らしても、特に問題はないものと考えられる。</p>		<p>平成22年2月24日付けで修正いたしました。台帳入力に際しては、十分な注意を払い遺漏ないように努めてまいります。</p>

第 3 章	土地建物について	部課名
4-26)	東雪谷四丁目広場	経営管理部経理管財課
監査の結果		措置状況
<p>①当該土地については、平成21年7月1日にすでに公園としてオープンしている。したがって、行政財産ではなく普通財産となっている。用途変更を早急に行うべきである。</p>		<p>①平成22年6月12日付けで行政財産として所管部局に引き渡しております。</p>
<p>②当該物件について、ビジョン株式会社との土地使用賃貸契約書等の提出はなかったが、ここで取上げている他の保育園のケースに準じて判断してみると、土地の賃貸契約期間が5年となっているケースが多い。本件について、結果的に当社は、当初の開業の時点（平成14年12月1日）から平成20年3月31日まで、当該土地を賃貸契約していたことになる。</p> <p>普通財産への用途変更を行わず、行政財産のままでの使用許可により賃貸借を行う場合は、通常1年以内を原則とする⁴⁸と定められている（大田区公有財産管理規則第23条の2）。今回のケースにおいては、当初は区として1年間での賃貸借を想定していたものと思料するが、その後も、1年更新の契約ないし協定を繰返し結ぶとすると、総務省通知平成38年9月10日の趣旨を逸脱していると思われる。このようなケースについては普通財産への用途変更の処理が必要である。</p>		<p>②隣接する区立保育園の建替を計画しており、その際定員増を予定しており、それまでの期間は民間事業者を募集して保育園を開園させることを予定し、区の建物を短期間使用させるということで、1年単位で行政財産の使用許可対応としました。現在は、このような事例については、貸付にて対応しています。</p>

第 3 章 土地建物について	部課名
4-27) 大田区社会福祉センター	経営管理部経理管財課
監査の結果	措置状況
<p>大田区公有財産管理規則第23 条の2 において以下のように定めている。「行政財産の使用の許可をする期間は、1 年を超えてはならない。ただし、電柱又は水道管、ガス管その他の埋設物を設置するために使用させるとき、その他特別の理由があると認めるときは、この限りではない」。この規定は、普通財産とは違い、行政財産の貸付けがあくまで一時的な貸付であるという趣旨から、平成19 年3 月30 日に定められた条文である。行政財産である大田区社会福祉センターの建物の使用を社会福祉法人大田区社会福祉協議会に対して認可しているが、本件に関する「大田区行政財産使用許可書」上で使用期間を2 年間としている。平成18 年度以前の同規則の改正前は、行政財産と普通財産の取扱いが同じであって、本件の場合使用期間は最大5 年以内であり、実際は使用期間を2 年間として許可していた。この「2 年間」という期間を、改正後も特に検討することなく踏襲していたと考えられる。</p> <p>これについて、区側は第23 条の2 のただし書きの「その他特別の理由があると認めるとき」に該当しているという解釈である。「特別な場合」というものが必ずしも明確でなく、また、法の趣旨からして使用期間を2 年間としている点については規則違反であると考えられる。早急に使用許可書について期間を1 年間として、再度使用許可を認めるべきである。また、大田区が所有するその他の行政財産の使用の許可についても、規則第23 条の2 に違反していないか、もう一度見直すことが必要である。</p>	<p>使用開始当初は、地方自治法の規定の中で行政財産の建物の貸付ができないことから使用許可で対応してきました。平成 19 年の地自法改正により行政財産としての建物の貸付が可能となったこともあり、今後許可期間満了後の更新については、貸付契約での対応を検討してまいります。</p> <p>他の施設についても調査し、同様に対応します。</p>

第 3 章 土地建物について	部課名
5-1) 全体の内容の検討について	経営管理部経理管財課
監査の結果	措置状況
①土地台帳に、登記がなされているにもかかわらず、登記年月日が記載されていない。登記年月日が登記簿謄本等によって確認できるものについては、日付を確認の上、記載すべきである。	①順次対応していきます。
②ヒアリングによれば、保育園を民間委託する場合において、既存の建物を利用した場合には無償で貸付を行っており、新規の建物を利用した場合には家賃をとって貸付を行っているとのことである。どちらのケースにおいても、無償貸付あるいは減額貸付の契約となっていると考えられる。ところで、これは、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」(昭和39年4月1日条例第6号)第4条(普通財産の無償貸付又は減額貸付)第1項第1号「国又は公法人が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」に該当させたものであることは首肯できるが、当該「建物賃貸借契約書」第2条2項には「乙は、(中略)自己の負担で直ちに原状に回復して」という原状回復規定が、いずれのケースについても存在する。このため、当該部分について保証料等を取ることを検討すべきではないかと思われる。	②貸付建物は、保育園として建築されたものであり、造作や備品についても開設時に必要なものは区が提供していることや大規模な修理修繕は基本協定により区が行なうことになっていることから、原状回復のために多額の費用が発生することは想定していない。また、事業者選考時においては、事業者の資力等も十分審査し選定しているので保証金を徴すまでのことは無いと判断しています。
③現行の土地建物管理台帳(システム)においては、例えば、平成21年3月31日現在における土地台帳データを、当日以後の特定日に打出すことが難しい状況にある。すなわち、「財産に関する調書」に掲載されているデータの残高内訳を、翌日以降、土地建物管理台帳(システム)を使って打出そうと思っても、すでに更新がなされてしまっており、過去のもを打出すことができない状況にある。少なくとも決算日のデータについては、バックアップデータを録るなど、「財産に関する調書」の根拠となるデータを保存すべきである。	③新台帳システムが平成22年4月から稼動し、平成21年度決算分からバックアップデータを保存しております。

第 5 章 有価証券について	部課名
4-2) 株式会社大田ケーブルネットワーク	情報システム課
監査の結果	措置状況
<p>①新地方公会計制度実務研究会報告書（平成19年10月）第3部「総務省改定モデルに基づく財務書類作成要領」162頁には次のようにある。「256. 市場価格のない投資及び出資金のうち連結対象団体以外に対する投資及び出資金について、実質価額が著しく低下した場合は実質価額と取得原価との差額を純資産変動計算書の臨時損益項目に「投資損失」の科目をもって計上し、N年度以降の財務書類作成においてはN年度末の実質価額により評価した金額を取得原価とみなす。なお、実質価額が30%以上低下した場合には、著しく低下したものとみなす」。当該法人に対する区が保有している株式の状態は、まさにこの状態に該当するものとする。現状大田区財政白書第二部（平成21年3月）試行版42頁の貸借対照表（平成20年3月31日）では、当該評価損の計上を行っていないものとする。これを行うべきである。</p>	<p>①平成 20 年 3 月（平成 19 年度分）は試行版として作成されましたが、平成 21 年度（平成 20 年度分）より、財務諸表を作成することが義務付けられましたので、ご指摘のとおり評価し計上いたしました。</p>

<p>②当該株式会社への出資等のあり方については、別途協議する必要がある。すなわち、資本参加するということは、大田区が株主になり、株主として自益権、共益権という2つの権利を有することになることである。しかしながら、現状の資本欠損の状況では自益権（分配請求権等）の行使については事実上望めず、共益権（議決権等）の行使についても持分比率が低いことで株主総会での発言力が弱いこと、あるいは、区の者が取締役会に参加していないことで、事実上望めなくなっている。足立区のようにケーブルテレビ会社に更に追加出資を行うことも考えられなくはないが、回答票にも「当初の目的であった情報格差が解消され」とあることから、今後は、「シティーニュースおおた（大田区広報）」や「デイリー大田（地域ニュース）」などの独自番組のスポンサーになるに留めるなど、当該事業への協力のあり方を再考すべきである。</p>	<p>②ご指摘のとおり、情報格差の解消という初期の目的は一定程度達成したと評価しています。また一方で、「シティーニュースおおた（大田区広報）」や「デイリー大田（地域ニュース）」などの広報分野における協力関係や災害時の防災協定など、密接な関係を持っています。</p> <p>財産及び損益の状況を見ると、サービス地域拡大のための設備投資などによりマイナスが続いていましたが、2007年度以降は黒字に転じています。さらに、平成23年7月の地上デジタル放送への全面切り替えを目前に、更なる利用拡大を図るチャンスでもあります。</p> <p>また、共益権につきましては、外部取締役として(財)大田区産業振興協会の専務理事が就任したことにより、区の立場での発言権も確保されるものと考えております。以上のような点も踏まえ、今すぐ株式を手放して出資関係を解消することは考えていません。</p>
<p>③ 回答票にあるように、「出資額は平成8年6月に1000万円(200株)、平成9年6月に1000万円(200株)、平成10年7月に1000万円(200株)と計3000万円(600株)」となっていたようであるが、当初から損失ないし回収不能が見込まれる出資の場合には、形式的には出資であるが、経済的実質上には出資とはいえず、むしろ、補助金や寄附として処理が適当であると思われる。こうなると、少なくとも手続的には、地方自治法第232条の2の規定や「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」(昭和39年4月1日条例第6号)に該当する可能性もあると言える。この辺りの取扱いについては、別章にも記したが考え方を整理されたい。</p>	<p>③21年度決算においては2億2871万円余の黒字を出しています。</p> <p>また、平成23年7月の地上デジタル放送への全面切り替え前に、ケーブルテレビ利用拡大のビジネスチャンスがあり、社としても力を入れているとのこと。</p> <p>今後利益を上げていく可能性があり、このまま株式を保有していく意味があると考えています。</p>

第 6 章 出資による権利について	部課名
4-(B)-1) (社) 東京労働者共同保証協会 出えん金	産業経済部産業振興課
監査の結果	措置状況
<p>決算書を見る限りにおいては、監事の「監査報告書」はあるものの、公認会計士等による「独立監査人の監査報告書」の添付はない。保証債務計上後の負債総額は1兆円を超えており、明らかに従来からの外部監査の要請の基準や制度移行後の大規模法人の会計監査人の設置基準（負債総額は200億円以上）に達してしまっている。少なくとも、寄附行為上残余財産の分配権もあることもあり、出えん者として協会側にこの点の具備については働きかける必要があると思われる。</p>	<p>(社) 東京労働者共同保証協会（以下「保証協会」）は平成22年11月をめぐりに(社) 日本労働者信用基金協会（以下「基金協会」）にその事業が譲渡され、解散する見込みである。このことに伴い、「大田区中小企業勤労者生活資金融資あっせん制度」にかかる信用保証は平成22年度から基金協会が取り扱う予定であり、保証協会への出えん金は平成23年5月頃をめぐりに区に返還される見込みとなっている。</p>

第 6 章	出資による権利について	部課名
4-B-3)	(財) 東京都農林水産振興財団出えん金	産業経済部産業振興課
	監査の結果	措置状況
	<p>当該財団法人に対する出えん金は、2,545千円と比較的少額であるが、当該出資が区民のために役立っている、あるいは、役立つように当該財団法人に働きかけているという姿勢が、少なくとも回答票の記述からは見られない。寄付行為をみても残余財産分配権がないと考えられる。他の特別区も同様の状況にあるのであれば、特別区同士が連携して当該財団法人に何らかの働きかけを行うべきではないか。また、当初からこのような状況になることが予想される出えんであれば、実質的に「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」等に相当される必要があったのではないかとも思われる。いずれにせよ、出えん金が効率的に運用されているとはいえない状況にあり問題がある。</p>	<p>《期日》「平成 22 年度から」</p> <p>当該財団法人に対しては、東京都をはじめ 51 区市町村が都内の農林水産業の振興を目的に出えん金を支出しています。</p> <p>この財団は、農林水産の担い手の確保、野菜の生産供給の安定、潤いのある都市生活を助長する園芸の振興奨励などの事業を実施しています。</p> <p>ご指摘のように直接的に大田区民の役に立っているとは言いきれませんが、都内全域的な森林保全や緑化推進、後継者の確保育成などの事業展開により、野菜の安定供給や良好な環境の維持等、大田区民はもとより都民全体に貢献しているものと考えております。</p> <p>また、寄付行為の第 41 条(解散及び残余財産の処分)第 2 項で規定している地方公共団体とあるのは、出資している自治体を指すもので、残余財産分配権は存在しているものと理解しております。</p> <p>なお、今後は事業計画説明会の参加や区長が理事を務める練馬区なども連携を図りながら、当該団体の事業運営に注視しつつ、状況によっては要望等を申し入れるなど対応してまいりたいと思います。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-1) 大田区民プラザ	地域振興部地域振興課
監査の結果	措置状況
①「大田区物品管理規則」第21条、第34条の2において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、地域振興課が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を指定している場合においても棚卸方法を検討の上、実施すべきである。	<p>《期日》「平成22年中」</p> <p>①計画的に実査、棚卸を行い報告するよう指定管理者に指導し、管理の徹底に努めたい。今年度は、備品一覧表を作成のうえ、指定管理者に実施を依頼した。</p>
②備品シールが貼付されていない備品が見受けられるが、貼付できないやむをえない事情がある場合を除いて必ず貼付すべきである。本件の場合、照明操作卓、AV調整卓については修理等の過程で備品シールが紛失したということであるが、その場合でも備品シールを再作成して貼付すべきである。	②備品シールを貼付しました。

第 7 章 物品について	部課名
4-2) 大田区民ホールアプリコ	地域振興部地域振興課
監査の結果	措置状況
<p>「大田区物品管理規則」第21条、第34条の2において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、地域振興課が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を指定している場合においても棚卸方法を検討の上、指定管理者に指示して実施するべきである。</p>	<p>《期日》「平成22年中」</p> <p>計画的に実査、棚卸を行い報告するよう指定管理者に指導し、管理の徹底に努めたい。今年度は、備品一覧表を作成のうえ、指定管理者に実施を依頼した。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-3) 大田区営アロマ地下駐車場	地域振興部地域振興課
監査の結果	措置状況
<p>当該料金投入機に備品シールが貼付されているか確認できなかったが、貼付できないやむをえない事情がある場合を除いて必ず貼付すべきである。備品シールを再度作成等して貼付すべきである。</p>	<p>《期日》「平成 22 年 2 月 26 日」 備品シールを貼付した。</p>

第 7 章	(物品について)	部課名
4-4)	(大田区民センター)	蒲田西特別出張所
監査の結果		措置状況
<p>「大田区物品管理規則」第21条において、物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、蒲田西特別出張所が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、棚卸方法を検討の上、実施するべきである。</p>		<p>《期日》「毎年1月」</p> <p>平成22年3月に棚卸用の台帳を作成し第1回目の棚卸を実施した。その結果、老朽化のため使用できない物品が4点あることが判明したので、正規に物品の整理手続きをする。その後の物品の取得・廃棄についてはそのつど台帳に加筆する。2回目以降については、毎年1月に台帳を作成し棚卸を実施していく。物品の数が多いため、閑散期に集中して棚卸を実施するほうが効率的であるため1月を実施時期とする。</p> <p>棚卸用台帳（毎年作成）</p> <p>財務会計システムより、備品の必要項目を抜き出し確認日時・保管場所・状況等が記入できる欄を設けて台帳（紙）を作成する。台帳作成後、取得・廃棄があった場合そこに追記していく。</p> <p>翌年度の棚卸の際には、財務会計システムから新たな台帳を作成して棚卸作業に使用していく。また、前年の台帳は3年間保存し、確認作業の参考とする。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-6) 龍子記念館	地域振興部地域振興課
監査の結果	措置状況
<p>熊谷恒子記念館で物品全件の棚卸を行った結果、龍子記念館で使用されている1点の備品について熊谷恒子記念館から龍子記念館への所属変更の申請を熊谷恒子記念館側で行っていなかった(熊谷恒子記念館参照)。龍子記念館において定期的な物品の棚卸を行っていれば、発見できた誤りであると考えられる。「大田区物品管理規則」第21条、第34条の2において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、地域振興課が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を指定している場合においても棚卸方法を検討の上、実施するべきである。</p>	<p>《期日》「平成22年中」</p> <p>計画的に実査、棚卸を行い報告するよう指定管理者に指導し、管理の徹底に努めたい。今年度は、備品一覧表を作成のうえ、指定管理者に実施を依頼した。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-7) 熊谷恒子記念館	地域振興部地域振興課
監査の結果	措置状況
<p>①コピー機（キャノンFC-10、平成3年4月1日取得）をはじめとして、台帳上すでに廃棄された物品がいまだに計上されている等の何点かの不備が発見された。以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3点の備品につき、廃棄申請洩れであった。 ・1点の備品について取得後、登録漏れであった。 ・1点の備品について熊谷恒子記念館から龍子記念館へ移転されていたが、所属変更の申請が行われていなかった。 <p>今後、物品システムの運用手続きを遵守して、適正な物品管理に努めるべきである。</p>	<p>①ご指摘の備品につきまして、廃棄、登録、所属変更処理を行いました。</p>
<p>②「大田区物品管理規則」第21条、第34条の2において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合地域振興部、地域振興課が責任を持つことになっている。台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を設置している場合においても棚卸方法を検討の上、実施するべきである。</p>	<p>《期日》「平成22年中」</p> <p>②計画的に実査、棚卸を行い報告するよう指定管理者に指導し、管理の徹底に努めたい。今年度は、備品一覧表を作成のうえ、指定管理者に実施を依頼した。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-9) 特別養護老人ホーム池上	福祉部高齢計画課
監査の結果	措置状況
<p>①備品シールが貼付されていない備品が見受けられるが、貼付できないやむを得ない事情がある場合を除いて必ず貼付すべきである。本件の場合、車両購入から相当期間経過しているため当初から備品番号が貼付されていなかったか不明であるが、もし、使用中で備品シールが破損等によってはがれてしまった場合でも再発行して貼付すべきである。</p>	<p>①備品シールに関しては、現場確認を行った結果、貼付されていないものを確認した上で、備品シールを再発行し、指定管理者に貼付を依頼しました（21 福高事発 11826 号 平成 22 年 2 月 15 日）。</p> <p>本件の車両につきましては、備品シールの破損を回避するよう工夫をし、車内の運転席附近に貼付したことを確認しました。</p>
<p>②施設内の物品に関して、大田区所有の物品または指定管理者所有の物品なのかを明確に区分すべきである。特に、「指定管理者制度」導入以降、それまでの「管理委託制度」とは異なり、指定管理料を原資に購入された物品の帰属は当然に指定管理者所有の物品と考えられる。区の予算作成段階で購入する資産をどちらの資産とするべきかを明確にして、さらに購入時の契約においても、両者の区別を明確にするべきである。</p>	<p>②指定管理者制度導入以降に購入された備品につきましては、区の所有であると認識し、区の備品として登録してまいりました。しかし物品の帰属に関し、指定管理者との間に明文化した規定を設けておりませんでしたので、平成 22 年度の管理代行に関する協定書において、物品の取り扱いに関する協議書を締結しました。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-10) 大田区立郷土博物館	教育総務部 大田図書館
監査の結果	措置状況
<p>管理物品の点数が膨大とのことであるが、台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、棚卸方法を検討の上実施するべきである。</p>	<p>《期日》「3年周期で全体突合」</p> <p>郷土博物館の資料は、購入あるいは寄贈にかかわらず、すべてに資料カードを作成し、適正な管理をしている。</p> <p>また、「馬込文士村関係資料」については、その「地域資産化事業委託」により、資料の保管状況の改善・保管場所の明確化・資料目録の作成及び公表・資料内容の解読等の調査研究を含む、総括的な整理作業を三ヶ年計画で進行中であり、平成23年度に完結する。</p> <p>今後も、資料と資料カードの突合作業は、3年で全体を確認できるよう計画的に進めていく。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-12) 大田区立特別養護老人ホーム (たまがわ、糎谷)	福祉部高齢計画課
監査の結果	措置状況
<p>施設内の物品に関して、大田区所有の物品または指定管理者所有の物品なのかを明確に区分すべきである。特に、「指定管理者制度」導入以降、それまでの「管理委託制度」とは異なり、指定管理料を原資に購入された物品の帰属は当然に指定管理者所有の物品と考えられる。区の予算作成段階で購入する資産をどちらの資産とすべきかを明確にして、さらに購入時の契約においても、両者の区別を明確にするべきである。</p>	<p>指定管理者制度導入以降に購入された備品につきましては、区の所有であると認識し、区の備品として登録してまいりました。しかし物品の帰属に関し、指定管理者との間に明文化した規定を設けておりませんでしたので、平成 22 年度の管理代行に関する協定書において、物品の取り扱いに関する協議書を締結しました。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-13) 大田区立くすのき園	福祉部障害福祉課
監査の結果	措置状況
<p>①備品シールが貼付されていない備品が見受けられるが、貼付できないやむをえない事情がある場合を除いて必ず貼付すべきである。本件の場合、車両購入から相当期間経過しているため当初から備品番号が貼付されていなかったか不明であるが、もし、使用途中で備品シールが破損等によつてはがれてしまった場合でも再発行して貼付すべきである。</p>	<p>①備品シールが貼付されていない備品については、早急に貼付させました。</p> <p>くすのき園をはじめ、障害者施設においては、利用者の拘りから、直ぐにシールを剥がしてしまうなど施設特有の事情があります。モニタリング現地調査及び施設管理課工事見積現場確認など、施設訪問の機会を活用して、こまめに貼付の現場確認を行ってまいります。さらに、定期的を開催する施設長会においても、備品管理、貼付の周知徹底を図ってまいります。</p>
<p>②施設内の物品に関して、大田区所有の物品または指定管理者所有の物品なのかを明確に区分すべきである。特に、「指定管理者制度」導入以降、それまでの「管理委託制度」とは異なり、指定管理料を原資に購入された物品の帰属は当然に指定管理者所有の物品と考えられる。区の予算作成段階で購入する資産をどちらの資産とするべきか明確にして、さらに購入時の契約においても、両者の区別を明確にすべきである。</p>	<p>②大田区と指定管理施設との基本協定書第8条第3項に「施設、付属設備及び物品は甲（大田区）の所有」と規定されております。</p> <p>また、各施設との年度協定書には、当該年度の備品台帳一覧が添付されており、備品の帰属と管理については不明確な点はないものと認識しております。</p> <p>今後は、特に、年度途中で購入または廃棄などがあつた場合の台帳管理の徹底を指導してまいります。</p>

③定期的な物品の現物確認は行っていないとのことである。大田区と社会福祉法人東京都知的障害者育成会の協定書に大田区立くすのき園に現存する物品の台帳が添付されており、協定書上も物品の保全と善良な管理者の注意をもって管理することが明記されている。しかしながら、指定管理者が定期的な物品の現物確認をしなければならないという認識がなかったようであり、また大田区もこの件に関して特に指示を出していなかったようである。

「大田区物品管理規則」第 21 条、第 34 条の 2 において、物品及び委託物品の管理は現場を統括する部課等、つまり本件の場合、福祉部障害福祉課が責任を持つことになっている。

台帳と現物の差異の確認を行い、適正な管理を行う上で物品の棚卸実施は不可欠であり、指定管理者を指定している場合においても同様に棚卸方法を検討の上、実施するべきである。

③平成 20 年度より指定管理者モニタリング等を通じて現場確認を実施しております。

また、各施設における四半期ごとの委託料の清算手続きに合わせて台帳と現物との照合結果の報告を求め、物品管理の一層の徹底を図ってまいります。

第 7 章 物品について	部課名
4-17) (冷暖房機)	情報システム課
監査の結果	措置状況
<p>該当物品については備品台帳と実際の取得金額が異なっていた。備品台帳上は金額が7,700,000円であるが、請求書には8,400,000円と記載されていた。この相違は以前廃棄した物品の金額をそのまま記載し、金額の改定を失念してしまったためであるとのことであるから、備品台帳上の金額を実際の請求書の金額に改めることが必要である。</p>	<p>ご指摘のとおり、実際の金額に合わせ、改めて貼付しました。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-19) 都市基盤部 蒲田まちなみ維持課 (エスカレーター)	都市基盤整備部蒲田まちなみ維持課
監査の結果	措置状況
<p>新規エスカレーターの設置業者は J R 東日本が決定しているが、実際にはエスカレーターの金額を支出し取得するのは区である。こうした前提はあるものの、区と J R は協定を締結し、これに基づく確認書により支出金額についても一定の精査を行ってきた。その結果、支出金額は2度にわたり減額になり、その都度、確認書の変更に関する覚書を交わしている。確かに J R 東日本が維持管理を行うため、設置業者の決定に J R 東日本がある程度権限を持つのは当然であると思われる。しかし、どの設置業者に決定するかによって取得金額が異なる以上、金額に利害関係を持つ区は少なくとも設置業者の決定やその金額に対して、もう少し踏み込んだ意見を J R 東日本に主張することが必要であったと考えられる。</p>	<p>ご指摘の件のについては、今後このような事案が生じた場合は、金額やメーカー等について相手方と事前に十分な協議をしたうえで決定する所存です。</p>

第 7 章 物品について	部課名
4-23) 経営管理部 総務課 絵画	経営管理部総務課
監査の結果	措置状況
<p>備品番号0000883 の風景画40 号岩渕芳華作日本画について所在が不明である。総務課としては、平成14 年に保管している絵画のリストを作成した際、既に所在不明の絵画があることを把握していた。当該絵画は、昭和58 年に他の作品5 点とともに寄贈を受け、そのうち3 点は、当時の旧庁舎、区長室、助役室に掲出されていたとの記録があるとのことである。現庁舎において、区長室、助役室に掲げられている絵画が突然所在不明になり、それが直ちに判明しないということは考えにくいとのことであり、平成9 年の庁舎移転時、あるいはそれ以前に所在不明となったことが考えられる。総務課で管理する物品は、その点数が膨大のため全ての物品の棚卸しは現実的に困難であるかもしれないが、絵画のような大きな物品や高額な物品については、定期的な棚卸しが適正な管理上必要であると考えます。</p> <p>なお、絵画については、本年のアプリコアートギャラリーにおける展示を機に、昨年より点検を行い燻蒸消毒や必要な修復を行っているとのことである。また、2 万円未満で備品の定義には該当しないため、備品台帳に記載されていない絵画も存在するとのことであるが、それに代わる管理台帳が作成されていた。所在不明が明らかになった場合には、判明した時点で、適切な処理をするべきであり、過去において管理が不十分であったことが考えられる。今後、昨年実施した点検を定期的実施する等管理の改善が望まれる。</p>	<p>当該絵画は、備品台帳から削除した。不明となっていることは、平成14 年に大田区民センター内に保管庫を新設し、総務課が管理する絵画を移転した際に行った点検時に既に判明していた。本来、その時点ですみやかに処理すべきであり、あらためて発見した場合に、再登録することで、対応するべきであった。</p> <p>昨年より点検や燻蒸・修復を継続して定期的実施しているところであり、さらに管理の徹底を図っているところである。</p>

第 7 章 物品について	部課名
6-1) -① 全体の内容の検討について	経営管理部経理管財課
監査の結果	措置状況
<p>①リース契約について、一般事業会社においては、従来、いわゆる解約不能所有権移転外ファイナンスリース契約を締結するケースが多かった。このことから、大田区においても当該リース契約は債務負担行為⁸⁰に該当すると思われ、とくに物品のリース契約について全庁統一的な管理をせずに債務負担行為の網羅的な捕捉が行えるのかにつき疑問が生じた。</p> <p>このため、総務課等にこの旨伺ったところ、以下のような説明を受けた。すなわち、「大田区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成19年3月20日条例第11号）第2条には以下のようにある。</p> <p>第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的であるもの</p> <p>(2) 年間を通じて継続的に役務の提供を受ける契約で、業務を履行するに当たって機器の導入等の相当な初期費用を必要とするものその他業務の適正な執行のため区長が特に必要と認めるもの</p> <p>したがって、当条例第2条第1項第1号によれば、物品に係るリース契約は「長期継続契約」ということになる。また、「大田区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例実施要綱」（平成19年4月1日より実施）第4条第1項には、</p> <p>第4条 長期継続契約は、各年度の予算の範囲内で執行される解除条件付契約であって、債務負担行為の設定を不要とするものである。</p> <p>このため、大田区におけるリース契約は債務負担行為にはならず、よって、統一的な管理も要し</p>	<p>①平成16年11月地方自治法施行令第167条の17が改正され、長期継続契約の範囲が拡大された。自治令改正以前は、大田区においても物品のリースについて「債務負担行為」を設定し契約していたものである。</p> <p>平成19年3月「大田区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を制定し、現在の契約方法が導入された。</p> <p>条例及び要綱において長期継続契約でできる案件を限定し、5年以内の制限も設けている。また、区としては契約期間中の解除を原則として認めていない。しかし、財政破綻等地方公共団体といえども事実上の倒産があるため解除条件付契約としている。さらに、途中解約によりキャンセル料を支払う場合は、賠償金(50万円以内は区長の専決事項)として改めて議決を必要とすることになる。</p> <p>長期継続契約の導入により、事実上複数年契約を形式上単年度とした契約を排除し、債務負担行為による議決時期の拘束なしに実態に即した契約が可能となった。このことにより契約金額の算定も適正となり、公正な競争入札が行われることとなったものと考えている。</p>

ないとの理解であるとのことであった。しかしながら、「長期継続契約は（省略）解除条件付契約」となぜ言い切れるのかについて、にわかには首肯できかねる面があり、また、言い切れるとしても「解除条件」がどのようなものであっても、すなわち、解除ないし解約した場合に多額のキャンセル料が発生するものであっても、債務負担行為の設定を不要としていいと言えるのか、通常のリース契約に照らすと稜然としない。この点、おそらく、当該条例実施要綱は、行政事例（昭和40年9月1日）に「賃借料年額十萬円で五年間建物を賃借する契約は、債務負担行為として予算に定めておく必要があるが、当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の条件を附した場合は債務負担行為とする必要はない」とあることを根拠に作成されたものと思われるが、ここで例示されている通常の建物の賃貸借には、いわゆるフルペイアウトなどの解約不能条件は付されていないことに鑑みると、仮にすべてのリース契約に「当該契約条項中に、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の条件を附した」としても、解約時にキャンセル料の発生等実質的な債務負担が発生する以上は、地方自治法第214条に照らして「債務負担行為」とする必要があると考える。解釈を明確にして取扱いを改める必要がある。

第 7 章 物品について	部課名
6-1)-② 全体の内容の検討について	経営管理部総務課
監査の結果	措置状況
<p>②今回の物品の管理の状況を行うに当たって、取得時の起案書の他、領収証、納品書といった取得に係る証憑類の提出を求めたが、「大田区文書分類保存基準の制定について」総発第207号（平成9年6月25日）により、「経理管財課以外の財産・物件等の取得、管理及び処分に関する事案」については、「課長決定事案に係る文書」については1年、「区長決定、助役決定及び部長決定事案に係る文書」については3年、「右記（注：前2項）に関わらず、国又は都等からの補助金により行った事業で監査、検査の対象となる文書並びに新築、改築及び増築に係る文書」については5年、と規定されているため、ほとんどの物品について取得に係る証憑類の提出がなかった。資産計上の妥当性を検証しようとする場合、証票類が保存されていないとすれば、その確認は難しいことになる。従来、土地以外の支出後の資産については、その計上額や評価の妥当性が必ずしも求められていなかったため、このように短期での文書の廃棄が認められてきたものと思料するが、少なくとも今後は資産計上の対象となるべき支出について、それらの証憑類の保存期間を民間あるいは公法人並みに延長すべきと考える。</p>	<p>《期 日》「平成22年9月末」</p> <p>ご指摘にありましたように民間では税務調査のために各種帳簿や証憑書類の保存期間について5～7年間保存の義務づけがされているようですが、行政は対象となっていません。一方、取得時の起案文書や納品書類は、毎年実施される定期監査によりその執行および事務処理に関して適正に確保されているかの検証を受けていますので、文書保存年限の基準は適正に運用されていると判断しております。</p> <p>なお、関係部局である会計管理室等からは証憑類等の保存については物品管理事務には必要ないとの回答を得ました。</p>

第 7 章	物品について	部課名
6-1)-③	全体の内容の検討について	会計管理室
監査の結果		措置状況
<p>③現行の備品管理台帳（システム）においては、例えば、平成 21 年 3 月 31 日現在における備品台帳データを、当日以後の特定日に打出すことが難しい状況にある。すなわち、「財産に関する調書」に掲載されているデータの残高内訳を、翌日以降、備品管理台帳（システム）を使って打出そうと思っても、すでに更新がなされてしまっており、打出すことができない状況にある。少なくとも決算日のデータについては、バックアップデータを録るなど、台帳さらには調整表上「財産に関する調書」の根拠となるデータを保存すべきである。</p>		<p>現行の財務会計システムの備品管理については、日付を遡って備品台帳を出力することができませんが、今後は、会計管理室担当者が「財産に関する調書」の根拠となる 3 月 31 日現在のデータを出力し保存することとします。</p>

第 8 章	債権について	部課名
4-(A)-5)	福祉部系債権	福祉部福祉管理課
監査の結果		措置状況
<p>福祉部系債権は、既述のとおり、全て区の債権に該当する。区の債権は、大田区債権の管理に関する条例（平成18年3月20日条例第3号）により定義され、その管理につき、同施行規則（平成18年3月20日規則第22号）とともに定められている。施行規則には債権の分類等として「区の債権は、次に掲げる区分146に分類するものとする」（第3条第1項）と規定している。また、「前項の規定により区の債権を分類したときは、その区分に従って必要な措置を講じなければならない」と規定している（第3条第2項）。債権管理システムにおいては、既述のとおり各種情報を有しているが、上記区分は行われていないとのことであった。このことから、当該区分に従った必要な措置は存在せず、福祉部において作成されている各種要綱に基づく管理が実施されている。これら貸付金が区の債権である以上、条例、規則に基づき、当該区分に基づく分類を行ない、それに基づく管理を実施するか、実務上、当該区分が形骸化している場合には、条例、規則等の廃止、変更につき検討することが必要と考える。</p>		<p>平成21年11月までに、次の処理を行いました。</p> <p>消滅時効完成成分については、平成21年度より稼動した、システムにより該当する債権を抽出しました。</p> <p>また各債権の債務者等の調査を行い、所得状況、生活保護の受給の有無、死亡等を確認のうえ、大田区債権の管理に関する条例施行規則に規定する区分に基づく分類を行い、同条例に基づき不納欠損処理を行いました。</p>

第 8 章	債権について	部課名
4-(B) -5)	産業経済部系債権	産業経済部産業振興課
監査の結果		措置状況
<p>①平成19年度決算における「財産に関する調書」の「決算年度末現在高」の金額に誤りがあったとのことである。ヒアリングによれば、出納整理期間に係る入出金を加味するか加味しないかの判断等にミスがあったとのことである。また、一部の債権についてはフローの情報がストックへ連動しておらず、この点にもミスが見られたとのことである。今後はミスがないことが望まれる。</p>		<p>①平成20年度決算においては、出納整理期間の収入を計上し、事後に調定している超過利息を反映させたため、正しい金額で「財産に関する調書」を作成した。今後も適正な処理を行っていく。</p>
<p>②現行のエクセルの管理システムにおいては、例えば、平成21年3月31日現在における管理データを、当日以後の特定日に打出すことが難しい状況にある。すなわち、「財産に関する調書」に掲載されているデータの残高内訳を、翌日以降、エクセルの管理システムを使って打出そうと思っても、すでに更新がなされてしまっており、過去のを打出すことができない状況にある。少なくとも決算日のデータについては、バックアップデータを録るなど、「財産に関する調書」の根拠となるデータを保存すべきである。</p>		<p>②指摘のエクセルによる管理データは担当者が債務者ごとの最新債権データを把握するために作成しているものである。区の中小企業融資あっせん制度全体を管理している「融資あっせんシステム」においては、債務者ごとの管理データについて任意の基準日時点におけるデータを当日以降に打ち出すことも可能である。エクセルによる管理データ、「融資あっせんシステム」による管理データ双方を活用し、これまで同様債権管理のデータとして活用していく。</p>

第 8 章 債権について	部課名
4-(C)-3-5) 土地開発公社貸付金	経営管理部経理管財課
監査の結果	措置状況
<p>①金融機関からの借入金の早期返済について</p> <p>現状、土地開発公社が行っている資金調達については、原則的に、公有用地取得後 3 年間については原則的に協調融資団（市中金融機関 16 行）から借入れを行うが、3 年間経過後、大田区からの買取りがない場合については、協調融資団からの借入はすべて返済し、大田区から借入れを行うということになっている。ところで、第 1 章、第 2 章でも記載したように、大田区の場合、基金の積立ても増加しており、現在は財政状態については良好と言える状況にある。したがって、自らの資金で賄えるのであるから、この 3 年間といういわば慣行的な考え方に縛られ、2.025%（平成 20 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日）の利息を払ってまで、協調融資団から借入れを継続する必要があるとは思えない。予算の関係で 1 年目の協調融資団からの借入れは、不可避であることには異論はないものの、支払利息を削減するため 2 年目以降は大田区からの借入れに変更するようにすべきである。協調融資団との関係維持や国、東京都からの補助金による補てんの問題もあろうが、包括外部監査の趣旨である「最少の経費で最大の効果」の理念に基づくと、このような結果を主張せざるを得ない。なお、この場合、大田区から借入金がどの土地に取得原価ないし支払利息に紐づいているかの把握はより重要になると思われる。</p>	<p>①「最少の経費で最大の効果」の理念は、私共も常に目指すべき目標であると認識しております。</p> <p>土地開発公社が協調融資団から受けた融資については、早期に返済すべく、買戻し時期の前倒しを行っており、繰上げ返済についても、既に協調融資団との協定第 8 条に定めてございます。なお、金融機関からの借入金の早期返済として、平成 21 年度は 6 件の繰上げ返済を実施しました。また平成 22 年度も引き続き実施する予定です。</p> <p>今後も、協調融資団との協議を続けつつ、区の財政事情が許す限り、早期の買戻し、区からの借入れへの変更等を行い、利子の低減に努めてまいります。</p>

②土地の購入について

現状、土地開発公社の公有用地の買収については、大きく分けると、(1)道路用地等、(2)公園用地等、(3)事業用地等、の3つに分けることができるように思われる。このうち、(1)道路用地等については、比較的裁量の幅が小さいと思われる。ところが、(2)公園用地、(3)事業用地についていえば、裁量の幅があると思われる。(2)公園用地についていえば、都市公園法で定める区民一人当たりの公園面積10平方メートルという目標値に対して、大田区においては、平成19年4月現在4.13平方メートルでさらなる公園整備が必要であるとしており、この考え方に基づくならば、申し出があれば購入を考えるということになる。ヒアリングによれば、先方との交渉もあることから、公園用地といえども裁量的に土地の買収を行うことはできないとのことであるが、土地開発公社が行う公園用地等の買収に関して、何らかの基準等を設けることが必要ではないかと考える。また、(3)事業用地等についても裁量という意味においては、(2)よりもその幅は大きいといえる。例えば、第3章11)工業用地再開発支援事業用地(賃貸予定)でも記した公拡法第5条に該当する土地の取得については、裁量の幅が大きく問題が生じる虞があるため、何らかの基準等を設けることが必要ではないかと考える。

②土地開発公社が取得することができる土地は、大田区土地開発公社業務方法書第3条(取得の範囲)に定めるとおり、区の依頼に基づくものに限定されております。また、公拡法第5条の申出は、区が受け付けた後、区の行政目的に沿うものについて東京都の決定を得ております。このように、取得する土地の決定に関しては、土地開発公社による裁量の余地がないよう、枠組みを定めております。今後とも、区が、行政上の必要性をかんがみ、土地の位置や面積、費用など様々な要素を慎重に考慮した上で、取得すべき土地の選定を行い、土地開発公社への取得依頼を行ってまいります。

第 8 章	債権について	部課名
4-(C)-4-5)	敷金(大田区・山口共同ビル(社会福祉センター))	福祉部福祉管理課
監査の結果		措置状況
<p>当初の経緯が分からないものの、敷金の金額が現在の相場からすると大幅に高額であると考えられる。しかし、当時山口氏提供の土地の評価額約15億2,300万円と試算されており、また山口氏負担建設費用は約4億円であった。よって、当時の状況において、敷金50,000,000円(当初108,601,060円)という金額に問題があったとは必ずしもいえないと考えられる。</p>		<p>現在の賃貸借契約は、平成18年4月1日から平成28年3月31日までの10年間となっています。次回の契約に当たっては、敷金について、ご指摘の点を踏まえ、見直しをしていきたいと考えています。</p>

第 8 章	債権について	部課名
5-1)	全体の内容の検討について	経営管理部企画財政課
	監査の結果	措置状況
	<p>大田区債権の管理に関する条例施行規則第4条における「この規則の施行に関し必要な事項は、経営管理部長が定める」という規定については、現実的には各部局に一任されており、各部局において設定されており、経営管理部長が定めたものとはなっていない。同条における「経営管理部長」を「部局の長」に読み替えるという本施行規則の文理解釈には難がある。本来、各部局共通に発生する管理手法については、大田区としての画一的定義ならびにその運用により、部局間での管理手法の不均衡が是正され、事務の効率化、適正化が図られるものとする。当該観点からは、やはり経営管理部長が定めるべきであり、仮に各部局において定めさせるのであれば、経営管理部長の方針に基づく制定が必要と考える。</p>	<p>《期日》「平成22年度末」</p> <p>私債権及び私債権的な性格を持つ「区の債権」は、当該債権の状況に応じて、それぞれ適正かつ必要な措置を取るために、あらかじめ当該債権の状況を明確にすることが必要です。このことから、規則第3条の規定に基づき、区分し、それぞれ必要な措置を講じることとしています。このために、各部局における帳簿管理の場合は、簿上に記載し、システム管理の場合は、フラグをつけるなどが望ましいものですが、当該債権の状況に応じて、適正かつ必要な措置を取るという目的が達成できれば、部局の実情により対応することを想定しているところです。</p> <p>しかし、消滅時効に関する時効期間経過後に債権管理をすべき期間や、条例第5条第1号の区が権利放棄しない「特別の理由」がどのような場合であるか、また、権利放棄後の債務者からの弁済の意思表示があった場合の取扱いなど、各部局共通に発生する状況への対応については、部局間での管理・対応の不均衡の是正と、事務の効率化、適正化を図るため、大田区として統一的に運用することを目的に、経営管理部長が一定の事項を定め、これに対する通知を行う準備を進めております。</p>

第 9 章 基金について	部課名
4-6) 大田区国民健康保険高額療養費資金貸付基金	区民部国保年金課
監査の結果	措置状況
<p>平成 21 年 3 月 31 日現在の「区会計現金出納内訳書」の残高と実際の国民健康保険高額療養費資金貸付金残高の合計金額が 1,500 万円となっていなかった。この要因は以下の通りであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度において 404,000 円の貸付金に対して、高額療養費による返還額が 506,499 円であり、本来世帯主に 102,499 円返金するところ、誤って 506,499 円返金してしまった。そのため、世帯主に 404,000 円の返還請求を行い、当該金額が返還されたが、返還後基金へ振り替えすべきところ未振替であった。 平成 19 年度において貸付金 82,000 円に対して高額療養費による返還額が 79,211 円であったため、世帯主から差額 2,789 円の返金を受けた。ところが基金への振替額を正しくは貸付金 82,000 円であればよかったのに、貸付金の額 82,000 円に加えて返金された 2,789 円についても重複して振替を行ってしまった。そのため、実際の基金残高が 2,789 円多くなってしまった。 <p>上記について、今回の監査時に依頼した貸付金の残高明細の作成時まで、未振替のままであった。「高額療養費資金貸付基金簿」(フローに関する資料)については作成しているものの、年度末における高額療養費資金貸付金の一人別の明細といったストックに関してまとめた資料について作成していなかった。この結果「区会計現金出納内訳書」の残高と実際の国民健康保険高額療養費資金貸付金残高の合計金額が条例で定められた 1,500 万円になっているかという検証を行わず、上記のような事務手続き上のミスについて見過ごしてしまったといえる。速やかに上記金額について、基金との振替処理を行うとともに、今後、上記のようなミスが生じても確認できるよう、「区会計現金出納内訳書」の残高と実際の国民健康保険高額療養費資金貸付金残高の合計金額が正確に 1,500 万円となっているかについて検証を行う必要がある。</p>	<p>404,000 円の貸付金については、平成 20 年 5 月 14 日に返還請求し、納付済みであったが、貸付基金への振替がされていなかった。本監査の指摘を受け、平成 21 年 10 月 26 日に貸付基金への振替を行った。</p> <p>82,000 円の貸付金については、貸付基金に重複している 2,789 円について平成 21 年 10 月 26 日に一般被保険者返納金に振替え、基金残高と貸付金残高の合計金額を 1,500 万円とした。</p> <p>個人別の貸付と返還(振替)については、平成 21 年 4 月から支出担当と振替担当を同一にして高額療養費資金貸付基金簿により適正に管理している。</p> <p>また、基金の残高については、本監査の指摘を受けて歳入歳出現計表により毎月確認し、貸付金残高との合計が基金の額と一致することを検証している。</p>

第 9 章 基金について	部課名
4-7) 大田区国民健康保険出産資金貸付基金	区民部国保年金課
監査の結果	措置状況
<p>平成 14 年 8 月に発生した当該貸付について、申請者の出産事実が確認できなかったため、平成 15 年 4 月を最初に何度も還付請求をおこなったが、相手側と連絡が取れず貸付金が返還されなかった。平成 20 年度において当初当該債権が公法上の債権であるという認識のもと、消滅時効期間である 5 年を経過したことから、当該金額 280,000 円について不納欠損処理を行い、大田区国民健康保険出産資金貸付基金についても不足分 280,000 円の組み入れを平成 21 年 3 月 31 日に行った。しかし、当該債権が私法上の債権ではないかという指摘があり、確認したところ確かに私法上の債権であった。それによって私法上のつまり民法上の消滅時効期間をいまだ経過していないことから、出納整理期間中に不納欠損処理を取り消し、また当該基金からの振替を行い、もとの基金の金額に戻した。ところが、基金の金額は出納整理期間における整理前の歳計外現金の金額 8,020,000 円と最終的な貸付金の金額（出納整理期間における整理後の金額）2,260,000 円の合計となるため、平成 20 年度歳入歳出決算書における大田区国民健康保険出産資金貸付基金の残高は 10,280,000 円となってしまった。これは、大田区国民健康保険出産資金貸付条例第 3 条「基金の額は、1,000 万円とする。」と合致せず、条例違反に当たる可能性がある。当該不法状態は、出納整理期間中に解消されており、實際上大きな問題ではないが、今後経理処理の誤りのないよう努める必要がある。</p>	<p>本件については、公債権との認識にたち平成 20 年 7 月に不納欠損の処理を決定したものである。平成 21 年 3 月に予算措置を行い、一般会計より 280,000 円を繰出し基金への振替を行った。</p> <p>その後、会計管理室から指摘を受けて調査した結果、貸付金については民法の適用を受ける私債権であることが判明したため、不納欠損を取消して平成 21 年 5 月 26 日に貸付基金から 280,000 円を繰出し、一般会計へ振替えた。</p> <p>このような処理誤りのないよう課内で徹底を図り、常に細心の注意を払い事務処理を行なっている。</p>

第 9 章 基金について	部課名																																					
5-1) 全体の内容の検討について	経営管理部経理管財課																																					
監査の結果	措置状況																																					
<p>「財産に関する調書」の記載方法については、地方自治法施行規則第16条の2等で規定されている。地方自治法施行規則第16条の2及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」の「4 基金」の記載方法は以下のように示されている。</p> <p>4 基金</p> <table border="1" data-bbox="204 797 855 1167"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>前年度末 現在高</th> <th>決算年度中 増減高</th> <th>決算年度 末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">不動産</td> <td>土 山林</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>地 何々</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>m²</td> <td>m²</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>何々</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動産</td> <td>何々</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">有価証券</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">現金</td> <td>千円</td> <td>千円</td> <td>千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この調書は、基金の種類ごとに記載すること。</p> <p>しかしながら、大田区においては上記2.のような記載方法になっており、この記載方法とは異なるものとなっている。この結果、運用基金については、「各基金運用状況調書」によって、それらがどのような運用形態（有価証券なのか、現金なのか等）となっているのかが一応捕捉することができるようになってきているものの、積立基金の運用形態は読者が捕捉することが出来ないものとなっている。他の特別区との比較でいえば、第2章で比較した他の4区の開示方法もほぼ大田区と同様になっていたが、足立区と江戸川区については、さらに1つ欄を追加し金額の記載はないものの運用の内容がわかる形式をとっていた。本件の開示については、東京都の指導等があるのかもしれないが、特別な理由のない限り、地方自治法施行規則第16条の2及び別記に従って開示すべきであると考えている。</p>	区分		前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度 末現在高	不動産	土 山林	m ²	m ²	m ²	地 何々	m ²	m ²	m ²	立木	m ²	m ²	m ²	何々				動産	何々				有価証券		千円	千円	千円	現金		千円	千円	千円	<p>当区の基金は、現在全て現金で保有しているため基金に関する調書においては、地方自治法で定める財産調書を簡略して報告しているものです。</p> <p>基金財産について今後現金以外のものを取得した場合は、その内容が判明できるように報告いたします。</p> <p>なお、以前有価証券（国債）を一部保有していた財政基金については、21年度決算においてははすべて現金での保有です。</p>
区分		前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度 末現在高																																		
不動産	土 山林	m ²	m ²	m ²																																		
	地 何々	m ²	m ²	m ²																																		
	立木	m ²	m ²	m ²																																		
	何々																																					
動産	何々																																					
有価証券		千円	千円	千円																																		
現金		千円	千円	千円																																		

第 10 章 収入未済について	部課名
4－(A)－5) 区民部系収入未済額	区民部課税課
監査の結果	措置状況
<p>たばこ税の滞納者である特定の1社における、平成21年度よりは現年度分を納付し、残額を滞納分に充当していく方針に変更した件につき、同社との協議は実施されてはいるものの、納付誓約書等の文書は取り交わされていないことから、同社より訴訟提起され、滞納分の納付につき合意がなされていない旨の主張を受けた場合、反証する根拠を有していない。早急に同社との間で文書を取り交わし、当該反証を覆す根拠を持つことが必要と考える。</p>	<p>《期日》「21.12.24」</p> <p>措置内容 平成21年12月24日付けで、当該法人から納付誓約書を徴した。</p> <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月申告納税額その他、滞納分として10万円を納付する。 ・10万円に満たない場合は翌月に足して納付する。 ・1枚の納付書で納付したときは先に現年分を納付し、残額を滞納分の納付とする。

第 10 章	収入未済額について	部課名
4-(C)-2-5)	融資信用保証料の返納	産業経済部産業振興課
監査の結果		措置状況
<p>①ヒアリングによれば、当該収入未済額については、そもそも繰上返済時に保証料補助の未経過部分の返戻の必要があるということ、利用者事前に明示してはいなかったとのことである。現状において「保証料補助」という制度がすでに終了してしまっている以上、例えば、「大田区中小企業融資あっせんの決定について」等、遡及的に利用者との合意文書で繰上返済時に返戻の必要があることの確認や担保をとるということは難しい。このため、大田区から利用者へ一方的に通知等を行うことだけしか、事前に利用者への認識を促すことはできないが、信義則により当該通知は必ず行うべきであると考え</p> <p>る。</p>		<p>①現在は、返納未了者は新たなあっせんを受けられないなどの条件について、パンフレット等での明示に努めている。信義則上、返納を求める通知は引き続き行うべきと考えている。</p>
<p>②「保証料補助」における繰上返済時の取扱いについては、可能な限り信用保証協会から大田区の方へ支払われることが好ましいと思われるが、「保証料補助」自体が金融機関を経由して実行され、差引で借入金が利用者自身に入金されることから、このような形式をとることが難しいとのことであった。しかしながら、例えば、利用者から事前に繰上償還実行時の大田区への直接返還についての承諾の書類を取付け、その書類を根拠に信用保証協会から大田区が直接受領できるようにするなど、何らかの事前の対策を講ずることが、本件に対する最も有効な施策と思われるので、それを模索すべきである。</p>		<p>②平成 19 年 10 月以降の制度改正により、「公害防止資金」等ごく一部の融資メニュー以外では区の補助方式が保証料補助から利子補給に変更されている。保証料補助該当の融資メニューの利用実績はほとんど無いというのが実態であるが、当該メニューの利用者に対しては申し込み時に区への返納の確認書等について検討したい。</p>

③当該債権が今後さらに発生してくる可能性は、「保証料補助」という制度融資が（特殊な事例を除き）終わっているだけに限定的である。また、個別の債権額のリストを見る限りにおいては、約70万円が最高と他の債権に比べれば僅少である。当該リストについても平成10年度以前の発生が記されていないことから、当該収入未済額が債権として認識されたのは平成10年以降とのことのようなのである。当該債権の根拠となる条文は、「大田区中小企業融資基金条例施行規則」（昭和49年3月30日規則第28号）第12条第2項しかなく、この規定はあくまで「できる」規定となっているにとどまっている。また、不納欠損の処理についても「大田区債権の管理に関する条例」「大田区債権の管理に関する条例施行規則」が適用できない。債権としての位置づけを条例や規則を整え、より明確なものとして整理する必要がある。

③返納未納者の取り扱いについては平成21年度から施行規則第12条第3項において新たな融資あっせんは行わない旨を規定することで、規則上での位置づけを明確にした。より回収率を高めるため、債権としてどのような位置づけをすべきか引き続き検討したいと考えている。

第 10 章 収入未済額について	部課名
4-(D)-1-5) 区営住宅使用料および 区民住宅使用料	まちづくり推進部住宅課
監査の結果	措置状況
<p>①当該住宅使用料の未収金に関して、今まで連帯保証人に請求したことは今までなかったということである。また、住宅の申し込みの際に連帯保証人が必要となっているが、平成18年度及び平成20年度に行われた不納欠損処理の対象者の中には、連帯保証人が本人より先に死亡している、連帯保証人の登録住所地に保証人の住民票がなく不明となっている、さらにはもともと連帯保証人が存在しないというような、連帯保証人を特定することすら難しい場合も見られる。これは、一部の住宅が都から移管された際に、連帯保証人に関する情報がそもそも欠落しており、加えて区においても連帯保証人への請求という実務慣行がなかったことから、そうした不備を放置してきた事実があったことが影響していると考えられる。連帯保証人に関する情報の不備の改善や入居後、未収金が発生しだい連帯保証人への連絡を行うことのできるような体制を確立して、連帯保証人に対しても今後、住宅使用料の未収金を請求してゆくことが必要である。例えば、毎年各入居者の所得を確認する際に連帯保証人の住民票や戸籍謄本等の書類を提出させるなどして、連帯保証人に関する情報を逐次確認してゆくといった方策が考えられる。</p>	<p>①「平成22年4月に実施済」 入居時に連帯保証人を選任したままになっていて、保証人が死亡していたり、誰が保証人か認識していないことがあるため、改めて保証人の確認を行う。住宅使用料の滞納者に催告書を出す際、請け書を同封して、連帯保証人について記載をお願いする。（連帯保証人の選任免除を受けている者を除く。） 連帯保証人への請求については、住宅使用料等滞納整理事務処理要綱に沿い、3ヶ月以上住宅使用料等を滞納した場合は連帯保証人に納付協力を依頼するようにする。</p>
<p>②平成20年度までは滞納者等に対して、法的措置を講じたこともなかったということである。しかしながら、悪質な滞納者等に対する場合など必要とあれば専門家の協力や職員に対しての専門的な教育を行うなどした上で、積極的に法的措置を講じることが必要である。</p>	<p>②「平成21年11月から実施済」 21年度から悪質滞納者の債権回収や住宅の明け渡しについて、弁護士に委任を始めた。また、債権回収の研修に参加することで、職員の知識の底上げを図っている。</p>

③入居者が行方不明となって、住宅使用料を回収できず、結局、不納欠損処理を行っている事例が見受けられる。これは現在入居時に戸籍に関する情報の提出が強制されていないため、転居してしまった場合、その行き先を追跡できない場合があることが一因にあるといえる。入居時に、入居者の本籍の記載や戸籍謄本の提出といったことを義務付けることによって、滞納者の移転後の所在の追跡等も可能となり、不納欠損処理に至らない事例も生じるのではないだろうか。こうした状況を踏まえて、入居時の提出書類について改めて見直す必要がある。

③「平成 22 年 2 月から実施済」
区営住宅条例施行規則及び区民住宅条例施行規則を平成 22 年 2 月 1 日付で改正し、入居に際し提出してもらう住民票を本籍の記載のあるものに変更し、住所変更してもその行き先を追えるようにした。

従来からの入居者に対しては、退去時に、返還届に本籍も記入してもらうようにする。

第 10 章	収入未済額について	部課名
5-1)	全体の内容の検討について	会計管理室
	監査の結果	措置状況
	<p>「財産に関する調書」の記載方法については、地方自治法施行規則第16条の2等で規定されており、地方自治法施行規則第16条の2及び別記「財産に関する調書様式(第十六の二関係)」の3の欄外には「備考 この調書は、決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載すること」と定められている。担当課に対するヒアリングによれば、ここでいう「決算年度の歳入に係る債権以外の債権」とは、決算年度中に調定された債権を除く債権を意味するとのことである。つまり、決算年度中に調定したが収入されない債権は決算書において収入未済として計上されるため、それを除く未調定の債権を調書には記載せよということを上記別記備考は指示しているとのことである。しかしながら、現在のところ、未調定の債権以外の収入未済の債権についても「財産に関する調書」に記載されているものが散見される。例えば、同和対策資金貸付金、小規模企業緊急資金貸付金は、決算書の収入未済額も「財産に関する調書」決算年度末現在高も同額が計上されており、この規定に則った計上方法になっていない。「財産に関する調書」は他の決算書のデータと連動していないため、重複計上があることにより大勢に影響が出るとは考えにくい。総務省基準モデルないし総務省改訂モデル方式による財務諸表における債権等の金額の確定方法との関連もあることが予想される。各種規定と整合的に開示書類の作成が行われるよう配慮されたい。</p>	<p>《期日》「平成 22 年 9 月」</p> <p>大田区各会計歳入歳出決算書 付属資料 「財産に関する調書」のうち「財産に関する調書様式(第十六の二関係)」の3債権の記載にあたりましては、様式に「備考 この調書は、決算年度の歳入に係る債権以外の債権を計上すること」とありますので、各貸付金の債権を精査し、様式に従った調書を作成することに改めます。</p>

第 11 章	用益物権について	部課名																				
5-1)	全体の内容の検討	経営管理部経理管財課																				
監査の結果		措置状況																				
<p>「財産に関する調書」の記載方法については、地方自治法施行規則第16条の2等で規定されている。すなわち、地方自治法施行規則第16条の2及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」、1 公有財産（4）物権には以下のような㎡単位での開示方法が指示されている。</p> <p>(4)物権</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>前年度期末現在高</th> <th>決算年度中増減高</th> <th>決算年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上権</td> <td>㎡</td> <td>㎡</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>地役権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉱業権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>何々</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ところが、平成20年度の大田区の「財産に関する調書」では、上記のとおり件数単位の開示が行われているに留まっている。地方自治法施行規則第16条の2及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」の物権（地方自治法第238条第1項第4号）と大田区の示している用益物権とが、何かしらの意味合いにおいて異なる性質のものといえるのかもしれないが、どちらも「地上権」をその対象に含めていることから、その性質が異なるとは考えにくいし、地方自治法第238条第1項第4号は物権の範囲を「地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利」としていることから見ると、当該用益物権は物権として表示するのが適当と思われる。ちなみに、第2章でも比較検討した足立区において、平成20年度の「財産に関する調書」の物権については、</p>		区分	前年度期末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高	地上権	㎡	㎡	㎡	地役権				鉱業権				何々				<p>調書を件数で報告したことについて特別な理由はありません。平成21年度決算からは地方自治法の財産調書の様式に倣い㎡単位で報告します。</p>
区分	前年度期末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高																			
地上権	㎡	㎡	㎡																			
地役権																						
鉱業権																						
何々																						

(2)物権 (単位 m²)

区分	前年度期末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
梅田五丁目第二児童遊園地役権	274.09	0	274.09
東京都市計画道路事業補助第258号線用地地上権	1,385.72	0	1,385.72
合計	1,659.81	0	1,659.81

として開示しており、上記、地方自治法施行規則第16条の2及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」、1 公有財産（4）物権の方法に則している。また、その他の特別区においては、平成19年度の「財産に関する調書」の物権について、物権を件（口）数で表示しているところもあったが、それらは「温泉権」（新宿区、目黒区）、「温泉湯口数」（中野区）を対象にしたものであって、地上権について件（口）数で表示しているところは、大田区以外発見できなかった。何か特別な理由²²⁴がない限り、地方自治法施行規則第16条の2及び別記「財産に関する調書様式（第十六の二関係）」、1 公有財産（4）物権の方法に則してm²単位で開示し、他の地方公共団体との比較可能性を高めるべきである。